

愛媛県職員（公衆衛生医師）募集案内

令和5年4月3日
愛媛県総務部総務管理局人事課

愛媛県職員採用（令和6年度採用）のための選考を次のとおり行います。

1 採用区分、採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員	職務内容
医師	4名程度	本庁又は保健所等の地方機関に勤務し、公衆衛生に関する業務に従事します。

2 応募資格

次の①～④をすべて満たす者

- 昭和44年4月2日以降に生まれた者
- 日本国籍を有する者
- 医師法（昭和23年法律第201号）による医師免許を有する者。ただし、平成16年4月1日以後に医師免許を申請し、医師免許を取得した者にあつては、令和6年3月末日までに同法第16条の2の臨床研修を修了した者又は修了見込みの者に限る。
- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

3 選考の方法等

選考・検査種目	内容
面接	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

4 選考申込み

履歴書に必要事項を記入し、医師免許証の写しを添えて提出してください。履歴書等の提出をもって選考の申込みとします。

- 履歴書は市販のもの（原則としてA3判二つ折又はA4判）で提出してください。
- 申込者の顔写真（6ヶ月以内の撮影、カラー、脱帽、正面）を必ず貼ってください。
- 履歴書の枠外左上に「公衆衛生医師」と明記してください。
- 資格欄に医師免許の取得日を必ず記載してください。

なお、合否に関わらず、採用書類は返却しません。

提出期限：随時（採用候補者が決まった場合は、締め切ることがあります。）

提出先：愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課（医師募集担当）

愛媛県松山市一番町4丁目4-2

電話：089-912-2380

5 選考実施日、実施場所

選考の実施日や実施場所等は、調整のうえ、おってご連絡します。

6 合格発表

愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、受験者に通知します。

7 採用日

原則として令和6年4月1日としますが、必要に応じて、それ以前に採用することもあります。

8 勤務条件

① 給与

- ・初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、勤務歴や経歴等に応じて決定されます。
- ・諸手当は、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当のほか、該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

② 勤務時間、休日

- ・勤務時間は、原則として1週38時間45分です。
- ・休日は、原則として、土・日曜日、祝日及び年末年始の日（12月29日から1月3日）です。

③ 休暇等

- ・有給休暇として、年間20日（採用年は、採用時期に応じ付与。）の年次有給休暇のほか、結婚休暇、産前産後休暇、夏季休暇などの特別休暇があります。
- ・3歳未満の子を養育するため、育児休業をすることができます。

9 選考結果の開示

この選考の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（身分証明書、運転免許証、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）に下記の開示場所においでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開示内容	開示請求期間	開示場所
選考を受けた者(本人)	得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない選考・検査種目がある者は、順位に代えて当該種目名）	合格発表の日から1月間	総務部総務管理局 人 事 課

10 お問い合わせ先

受験手続その他については、愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課へお問い合わせください。

（ 電話：089-912-2380
E-mail: hokenhukushi@pref. ehime. lg. jp ）